

総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
									見解	補足資料
43	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急消防援助隊設備整備整備費補助金に定める償還率の引き上げの都道府県知事の委任	【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条において、補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当該承認に相当する專業の士は、交付決定後の入札選定による補助金額の変更に関するものがある。(入札選定により、基準額を下回る場合に「変更承認が必要」) 補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報告書に基づく額の確定事務の範囲については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第14条)ことを鑑みると、入札選定に関するものについては、都道府県知事が行うこととしても差し支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。 なお、当該事業に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度)ではいずれも5件である。 【支障事例】 現時では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減少し、書類審査の迅速化も見込まれる。	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関係法律第96号等に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第104号)等資料目録に添付補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件)	総務省(消防庁)	愛知県	現行規定により対応可能である(交付決定後の入札による補助金額の減額については、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第16条に規定する補助金の額の確定に係る事務として処理が可能である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項及び平成12年自治省告示第104号を参照。))。なお、本件については、事務処理の適正化を図る観点から、関連する事項とあわせ、地方公共団体に周知する。	事務の適性・円滑な執行を図るため、周知については、確実な方法により実施していただきたい。	
63	地方に対する規制緩和	その他	連携中核都市圏構想推進要綱に定める「連携中核都市」の要件の緩和	【提案理由・規制緩和の必要性】 連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中核都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置等)、③三都市圏の圏域列に所定と規定されているが、本制度の活用(意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の高梁、市橋、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定の圏域として(＝人口規模)を有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中核都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために前都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	連携中核都市圏(平成26年8月29日付総務省令第208号総務省自治庁長官通知)	総務省 国土交通省	富山県	連携中核都市(圏)の対象となる都市(圏)の要件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の要件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中核都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中核都市圏」の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。	現行の「中核市(人口20万人以上)が周辺市町村と連携」する形のみならず、本県西部6市が求めるような「中核市未満の規模であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域としてまとまりを有する場合はいわゆる多層ネットワーク型」においても、連携中核都市圏として位置づけられるよう、引き続き検討いただきたい。	

総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26年対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載のあるものは当該対応方針と重複して記載せず ※平成26年対応方針(平成27.1.22閣議決定)に記載のあるものは当該対応方針と重複して記載せず	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
43	天童市、かほく市					通知	平成27年12月22日	緊急消防援助隊設備整備費補助金等の交付決定後の入札による補助金額の減額に係る取扱いについて(平成27年12月22日付け消防消第224号)	
83	北海道、小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、高井川市、伊根町、串刺野町、島根県、山口県、宇部市	○島根県東部においては、県境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 ○この中で連携中核都市圏の条件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中核都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進んでいる本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の集約を押し、互いに連携する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中核都市圏構想の対象とならない。		昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、総合戦略)において、総務省において推進していた「地方中核拠点都市(圏)」、国土交通省の国土のグランドデザイン2050に位置づけられていた「高次地方都市連立など複数の都市圏概念を統一して「連携中核都市圏」とし、その概念についても「地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの」と統一したところ。 なお、連携中核都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、総合戦略において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。実行時に調整を進めている現行の地方中核拠点都市(圏)の条件に該当する都市(圏)は「連携中核都市圏の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。	<平27> <6総務省> (11)緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助金交付決定後の入札による補助金額の減額については、都道府県知事が補助金の額の確定に係る取扱いとして取理することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中核都市圏の条件が確定したことを踏まえ、要綱を改正。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
77	地	その他	マイナンバー制度においても照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事例については、住民票関係情報とされている。別表第2で整理されている。別表第2の項番38に記載されている事項を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限り、当該事項を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【審査法での規定】審査法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。【支障がある点】審査法別表第2項番38で主務省で定める事項は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に限定している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に限定しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第24条 学校保健安全法第24条 学校保健安全法施行令第9条	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	豊田市、山都町	初めに、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。	事務の具体的な流れとして、以下のおおむねの事務を処理しています。 【学校保健安全法第24条に基づく医療費補助の事務の流れ】 ① 医療費補助の対象者(就学援助)の認定、通知。 ② 医療費補助対象者が発生したときに、該当日から報告を受理。 ③ 報告内容の審査、医療費を交付。 ④ (保護者)医療費を持って受診。 ⑤ (医療機関)治療、医療費により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払。 【就学援助の認定について】 ① (保護者)就学援助(医療費の補助を含む)の申請 ② 要保護世帯の認定(生活保護関係情報より)生活保護世帯はすべて要保護世帯として認定している。 ③ 要保護世帯の認定(住民票関係情報と地方税関係情報から認定)豊田市では生活保護世帯率の1.0倍未満の世帯を要保護世帯と認定している。 【就学援助申請時の必要書類】 ① 就学援助申請書 ② 所得証明書(転入等により豊田市で所得確認が出来ない場合) ③ 住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報は申請者より同意委任印をもらうことにより庁内で内容を確認している。 この事務上において、生活保護関係情報と要保護世帯の確認のため、地方税関係情報が必要となります。また、地方税関係情報の必要性については、以下の学校保健安全法施行令より「地方公共団体の教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度と認める者」と規定していること及び、生活保護法第8条第1項(基準及び程度の原則)において、「(世帯)そのほか、その他の金銭又は物品で充たすことのできない不十分な補助程度において行ふものとする。」とされていることから、要保護者に準ずるか否かの判断には、一時的に地方税関係情報が必要と考えられます。 【学校保健安全法施行令より】 (要保護者に準ずる程度に相当している者) 第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育種学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部又は中学部をいう。)を設ける地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に相当していると認める者とする。 2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うための必要があるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。	有 就学援助申請書
130	地	その他	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・地方する定住自立圏構想について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上一概ね5万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上一概ね1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる集地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達していないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣の市町村が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていない意図があるが、要件を満たしていない市 家津江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	総務省	山形県	御提案の定住自立圏における中心市要件に関しては、「平成26年の地方からの提案等」に製する別の方針(平成27年1月30日閣議決定)において、「(定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中核都市圏構想における連携中核都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を導く」とされたことを踏まえ、現在検討を行っているところである。	検討にあたっては、本案の提案内容も含め、幅広く要件の緩和を御検討いただきたい。		

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年11月22日閣議決定) 取組内容 ※平成28年対応方針(平成27年12月閣議決定)に記載があるものは当該検討を＜平成28＞として併記 ※平成28年対応方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該検討を＜平成29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
77	<p>熊本市、小山市、高橋市、春日市、豊後市、安城市、八重市、兵庫県、東海市、大村市、宮崎市、沖縄県</p> <p>○要保護者認定事務の際、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、保健課からの申請により確認している。 ○医療に要する費用の補助に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報の連携によるものとして、補助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。 ○要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の基となる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を活用するために地方税関係情報が必要となる。 ○学校保健安全法第24条の補助の対象者は要保護者及び準要保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の情報及び準要保護者認定のための所得情報が必要であるため生活保護関係情報はより生活保護関係情報、地方税関係情報も必要となる。 ○当該事務を実施するにあたり、生活保護関係情報及び地方税関係情報に加え、本県では、児童扶養手当受給者も準要保護者としており、児童扶養手当関係情報も提供を求めることが出来る特定個人情報に追加すべきと考える。 ○番号法別表第38項に記載されている事例において、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報の提供の緩和をお願いする。 ○取組開始の認定業務は、同居している家族全員の所得により審査しているが、審査する年の1月1日に本市に住所がない場合、1月1日に住所のある自治体より所得確認明書を取り寄せて提出してもらっている。具体的な支障事例にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は生活保護関係情報とされているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考える。 ○豊田市、山都町と同様に、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断の基となる情報として所得情報が必要となるため、地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>【全国知事会】 所管(市)等からの回答が「実行規定(制度)により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、条例で規定することで、生活保護関係情報等を利用できる旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定することではなく、番号法に規定すること)</p>	<p>制度を所管する文部科学省において地方税関係情報の必要性があるかと判断するものでは、地方税法第22条に規定されている守秘義務に抵触しないか等について文部科学省と協議し、番号法別表第2の項第38項に追加すべきかどうかを精査してまいりたいと考えます。</p>	<p>【再掲】 6(総務省) (9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭35法56)による医療に要する費用についての補助に関する事象(別表第2の38)については、当該事務を整理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。</p>	<p>法律、省令</p> <p>【法律】平成28年5月20日公布・施行 【省令】平成28年9月12日公布・施行</p>	<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>【法律】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第6次地方分権一括法)(平28法47)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)別表第一の38に生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する改正を行い、平成28年5月20日付で公布・施行した。 【省令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の注務省で定める事務及び情報を定める省令の一部を改正する省令(平28内閣府・総務省令4)を、平成28年9月12日付で公布・施行した。</p>	今後の予定		
130	<p>北海道、花巻市、島根県</p> <p>○定住自立圏構想提案要綱は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で協定を締結し形成される圏域との規約とネットワークの考えに基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。 中心市の要件には、①人口が5万人程度、②昼夜間人口比率が1以上(合併市町村に対する特例措置あり)などが規定されているが、夜間人口に対する昼間人口が1人でも少ない場合には中心市としての要件を欠くこととなり、中心市として、本制度を活用した住民の居住確保対策、地域の魅力向上策が展開できないのが、現状である。 そこで、人口要件及び同様に昼間人口比率についても「人口要件概ね4万人以上、昼夜間人口比率1以上」とし、中心市と近隣市町村が密接な関係がある等、定住自立圏構想の中心市として認められる場合はこの限りではない等の要件緩和を行い、中心市宣言しよとする市の後押しをすることが必要と考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>	引き続き、中心市の要件について、検討を行いたい。						



管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
					平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年11月22日閣議決定) 趣旨内容 ※非第2次対応方針(平成27年12月閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平成27>として併記 ※非第2次対応方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平成28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
133	小樽市、伊那市、安曇野市、豊田市、高岡市、玉野市、山陽小野田市、福岡県、前本市、香南市、小林市、平塚市	○第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中で発生した現年度滞納分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。 ○滞納では過年度分のみを引継ぎしているが、現年度分も滞納が発生した場合、過年度分は都道府県で、現年度分は区市町村でそれぞれ徴収することとなる。 このため、滞納者に対して一括で全ての滞納を解消させることができず、また、窓口が2ヶ所にならざるに効率的に滞納の解消を図ることが困難である。 ○生命保険等、解約返戻金について、現年度分に充当できず、本人に遺付した結果、現年度分が未納として残る。給付妻母も減年度分を残して解除、48条返戻後、市で未納分について改めて滞納整理しなければならず、滞納解消に時間を要する。 ○地方税法第48条の規定では、個人住民税の異への徴収引継ぎができるのは滞納繰越分のみとされている。 そのため、現年度分及び滞納繰越分のいずれも滞納している引継対象者については、滞納繰越分は異が、現年度分は市が別々に納税折衝を行うことになり、非常に効率が悪い。 ○現年度滞納対象者の中でも遺及課税者により、高額課税された者について徴収できなかった。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。	滞納繰越分に係る徴収引継が市町村から都道府県に押し回られていられることは、現年度滞納分についても、都道府県が滞納処分を行うことができる仕組みについて、平成17年度法制改正において導入されているところ。 その上で、現年度滞納分のみについての徴収引継については、現年度滞納分について滞納繰越分とあわせて徴収引継を行っているケースがどの程度あるのか、現年度滞納分のみを徴収引継する必要のあるケースとはどのようなケースがあり得るのか、また、現年度分については、異が滞納の納付があることとの関係など、総務省としても地方団体に事実関係の確認や意見照会などにより実情を把握していきたい。	【総務省】 ○地方税法(昭25法226) ○個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴収引継特例(48条)については、過年度分の滞納者以外の者に係る現年度滞納分についても、その対象とすることを可能とする。	法律	施行時期：平成28年4月1日	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年3月31日法律第15号)	
163	岐阜県	水防団の任務の拡大については、水防法の目的に限るため、当該団体としても関しに対して要望を行っているところである。(国は、水防法の目的から、水防に水防以外の任務を追加する制度改正は困難である。水防の範囲に含まれる任務の拡大については、引き続き検討する。)との見解である。なお、現行制度上、消防団が水防を兼任し、消防団として水防活動を行うことも可能な取組があった。 当該団体の専任水防団員数は、岐阜市を合わせて2,345人(H25.4.1現在)で、大府府、静岡県に次ぐ全国第3位の規模となっているが、公務の対象となる任務が限定されていることは、水防団員の確保対策としても課題となっている。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。	水防団は水防事務に特化して設置される機関であって、当該水防事務の範囲を越える事務を水防団に担わせることは法的に適当でない。このため、水防法の目的を遂行するために行われる事務以外の事務については、同法に基づく公務災害補償の対象とはならない。しかしながら、一次災害でも述べたとおり、水防団員と消防団員とを兼務することにより、水防事務及び大規模災害時における「救助」に関する業務/等を行うことができるとともに、公務災害補償の対象ともなる。					
165	豊来市、東海市、柏市、相模原市、安曇野市、高岡市、津島市、西尾市、大阪狭山市、鹿島郡、東海市、豊方市、現安野市、熊本県、宮崎市、平塚市	○徴収事務の効率を図るため非常勤職員を採用し、徴収の補助的な業務を行っている。より効率を上げるには業務内容を充実させる必要があるが、徴収員に任命できないため業務に制限があるのが現状である。特別OBに限らず、業務経験者や豊富な知識がある者など幅広く採用し、その能力を発揮できるようにすれば徴収率の向上につながるが、非常勤職員を徴収員に任命できるかどうかが課題であった。 ○非常勤特別職の位置づけで「市税等徴収指導員」を設置、国税税のOB等長年徴収業務に携わってきた職員を活用して、財産調査の拡張や資料の分析、滞納処分の手続き等を行ってきた。 ○人事異動や組織の変更により職務の継承が難しくなる。窓口の業務経験や顧客・滞納時等々個別な現場における直接的な指導が強く求められるが、非常勤職員には徴収員の資格がない、滞納整理業務に直接携わることができないことから、職員の能力向上に大きく貢献するであろう豊富な経験・技術を十分に活かして欲しい。 ○再任用職員のほかにも、経験豊富な嘱託職員がいるが、徴収員の資格を付与できないことから、業務範囲を限定させる必要がある。 ○国家公務員職務OBを非常勤特別職として任用しているが、徴収員に指名できないことから業務内容が制限される。持っているスキルを生かしていない現状であり、業務を通じた職員へのノウハウの伝達により滞納率の向上も期待できる。以上から、特別職の職員にも徴収員に指名できるように規制緩和を提案したい。 ○人事異動、人材育成の観点から、OB職員を嘱託職員として任用する機会が増えている。しかしながら、これら非常勤職員には、志望の理由により徴収員の任命が可能です。業務の範囲が制限されている。市長名で処分を行っている事務の実情を考えると、徴収職員に徴収員を任命することには、十分な支援は必要と見えます。 ○現在、本市では市税の滞納整理を正規職員と嘱託職員3名で行っている。嘱託職員のうち他地方公共団体での経験者も、民間(山)経験者もいる。業務経験25年以上に豊富な知識と豊富な業務経験と徴収率の向上に繋げるため、嘱託職員も徴収員に任命する必要があります。 ○徴収率向上のため、豊富な専門知識と経験を有する徴収OBを滞納整理指導員(非常勤嘱託職員)として任用し、滞納整理に対する職員への指導や職員研修等が主な業務内容となる。徴収員任命の範囲が拡大されれば、滞納整理指導員の豊富な業務経験やスキルが活かされ、一層の業務の効率化と徴収率向上に繋がることが期待される。	【全国市長会】 業務経験のある人材の徴収員確保について検討を求め。						
172				富家の1次回答において「個々の異の特許に照らした個別具体的な判断が必要だから、条例による一般的な取扱いには馴染まない」との点であれば、法で更に一般的な規定として例外を設けることは一審判決に準拠しては明らかであり、対応は困難である」旨を答えられているところであるが、その点についての見解が十分示されていない中で、対応を検討することは困難である。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
193	地方に関する規制緩和	その他	地方自治法240条への取扱い利用規定の追加	地方自治法は、発生するべき取扱い利用規定の追加を求めている。地方自治法240条第3項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の取扱いを規定する旨の規定を追加し、非強制徴収公債権及び私債権の共有化を求める。	現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有しない地方債取公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際しては法的な申立が必要となる。しかしながら、地方税法第22条において債権回収公債権の業務以外に利用することが認められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車を除く自動車登録事項)しか行えない。これにより強制執行の法的措置を行うことによる債権の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につながるものと考えられる。 なお、債務者との折衝において聴取した財産状況の悪化等を客観的に判断する場合、あるいは破産手続きや他の債権の差し押さえなどが行われた場合でも、債権回収が利用できないことにより債権の保全措置(配当要求、破産債権の提出、仮差押え等)が行えず、回収が可能であった債務者十分に回収できない状況となる。 地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について債権を活用することができれば、効率的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。 ※125年度現在の熊本市の未収債権額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権分が約8億、私債権分が約20億となっている。	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省	熊本市	地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定と別に地方税法第22条で規定を講じ、又は適用した場合の原則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。 平成19年3月27日付け総務令第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、債権回収を利用し差し支えない範囲を示している。 「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3)ことから、徴収徴収法第14条の規定が適用され、滞納者等に別記「財産に関する必要な質問及び検査への応答義務」が課せられている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に關し、地方税と国民健康保険料を一体的に徴収するため、滞納者の滞納情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分例によりと規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」	平成19年3月27日付け総務令第55号については、本市も承知しており、この通知に記載されている「地方税の滞納処分例」を適用して徴収できる債権は、強制徴収公債権であると理解している。 今回の委員の趣意は、強制徴収公債権ではなく、非強制徴収公債権及び私債権(以下、非強制徴収公債権等という。)の回収において、債権回収が利用できない状況により、債権回収が利用できないことからの債権は、本市が保有する未収債権の約18%を占めており、地方の財政状況が厳しい中、これらの未収債権を適時に回収し、財政健全化を図るためのひとつの手法として、債権回収の共有化を適宜とするよう地方自治法第240条の改正を提議し、とすることである。 本市においては、強制徴収公債権、非強制徴収公債権等を網羅した債権の一元管理も検討しているところであるが、非強制徴収公債権等の回収について債権回収が利用できないとすれば、実質的には強制徴収公債権と非強制徴収公債権等のそれぞれに対して対応する組織を要し、非効率になるうえ、債権の徴収滞り又は回収和措置などを検討することができなくなるため、債務者の生活状況に応じた対応が不可能になるなどの課題があるものと見られる。 以上を勘案いただき、提案について再検討をお願いしたい。	
203	地方に関する規制緩和	その他	住民票の任意記載事項の拡充	【背景】本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市において外県を越えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以外の個人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票資格の要件となっている(以下3年要件という。)、しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録簿を保有していないことから、本市が3年要件の確認を行うに当たっては本市在住3年未満の場合は、転入前の住所所在地で個別に文書照会を行うことが必要となる。 【国に於けるこれまでの検討経緯】住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。平成24年7月9日、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えられたこととされた。当該改正法の施行により、外国人登録制度が廃止された。 【支障事例及び制度改正の必要性】3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転入を繰り返している外国人等については、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的な投票者発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してから期間を規定している自治体において、共通の支障となっている。 住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考えられる。	住民基本台帳法第7条 住民基本台帳法施行令第8条の2 住民基本台帳法事務処理要領第2-1(2)文	総務省 【住民制】	川崎市	住民票の記載事項に「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」「転入前の住所所在地において住民票に登録された年月日」を追加する法令改正のご提案に回答します。住民票の厳格的記載事項は、全国的に実施される行政事務の処理に必要事項として規定されているものであり、当該改正により一部の団体が独自に行う行政事務の処理のために利用する事項を全市区町村に記載を義務付けることとなることから、対応は困難であると考えます。	本提案については、市町村長が住民票に記載することができ任意事項についてのものであり、他の自治体への照会などにより把握した「転入前の住所所在地において住民票に登録された年月日」等を住民票に記載することは、住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うことに資するものであると見えます。しかしながら、回答の趣意の上より、根本的な解決のためには、住民票の義務的記載事項等への追加は行われず、そのための法令改正の実現は難しい状況にあることを踏まえ、今後においては、新たな手法を模索するとともに、事務効率化などの観点から引続き検討していきます。		
209	地方に関する規制緩和	その他	公債権の管理に関する規制緩和の幅広共有化の促進	地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、購入の確保という観点も勿論、他の納付者との負担の公平性の観点から検討を行う必要がある。市町村が所管する、母子家庭福祉資金貸付や市営住宅等の事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、貸付金や家賃の公益性は税金と違くない。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む市内情報を共有・活用し、積極的に回収を行う。生活困窮者支援と関係があることにより、その回収に際しては、徴収処理履歴、生活再発足の進捗状況等、適正な債権管理に努めることが市民の福祉の向上に繋がる。しかし、地方税に関する情報については、地方税法第22条(より)他の債権との情報共有・活用が認められない状況がある。地方自治法第240条第2項及び第3項の事務を行うに当たり、支障となっている事例を別紙に示すこととし、徴収の効率化のみならず、公益、福祉の観点からも滞納情報の共有化が必要と考える。 なお、支障の法定を行うとを第一の希望とするが、何らかの事情により法定を行うことができない場合には、総務省より各団体に別記「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事例にあって取得した情報を活用すること」は、地方税法第22条における「知照を講じ、又は提供した場合」に当たらず、両案違反となることはない旨を達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	地方自治法第22条	総務省	中核市市長会	地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定と別に地方税法第22条で規定を講じ、又は適用した場合の原則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。 平成19年3月27日付け総務令第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、債権回収を利用し差し支えない範囲を示している。 「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3)ことから、徴収徴収法第14条の規定が適用され、滞納者等に別記「財産に関する必要な質問及び検査への応答義務」が課せられている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に關し、地方税と国民健康保険料を一体的に徴収するため、滞納者の滞納情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分例によりと規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」	総務省の回答に記載がある通り、債権回収が利用できるのは「他の債権」に関する法令の規定がある場合のみ、その範囲は平成19年3月27日付け総務令第55号により「地方税の滞納処分例の例」としての規定がある債権のみであるが別紙に示されている。 本提案は、法令改正の上、対象となる債権を追加し、「地方税の滞納処分例の例」としての規定がない債権(以下、「私債権等」という)についても、債権回収が利用できるとすることを要するものである。 即ち、任意の情報提供に代わらず他の債権の情報を提供する等、悪質な滞納者への対応に必要であるほか、更なる債権回収事務の効率化及び生活困窮者の救済に繋がることも可能となるためである。 なお、私債権等に債権回収が利用できないことによる影響については別紙を参照されたい。 地方自治法第240条第2項及び第3項は、私債権等のみを対象とする規定であるが、当該事務処理を行うにあたっては、滞納者の買力に関する正確な情報が不可欠である。買力に関する正確な情報が得られない中で強制執行や履行期間の延長、債務免除等を行うことは困難であることから、地方自治法第240条に規定を追加する法定を行う等により、両案第2項及び第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内において、債権回収を活用できる旨の規定を新設する等の措置を講じ及ぼす。 少高齢化による人口減少・税収減が進む中、各団体にはこれまで以上に収入確保の強化が求められている。滞納整理の手段に強みがある私債権等であっても、このまま巨額の滞納を解消できない状況が続くのは、納付している市民との公平・公正の観点からも大きな問題である。		

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
183	小樽市、登米市、宇都宮市、川口市、市原市、相模原市、安曇野市、豊田市、西尾市、福知山市、萩原市、大塚狭山市、伊丹市、福山市、八幡浜市、東温市、八代市、宮崎市、小林市、平塚市	<p>① 徴収部署にて税外債権を一元徴収する場合、債権の性質により、同一部署で取扱うが担当者を完全に分離し、税務情報が共有しないようにする必要がある。債務者と担当者の関係も別々に行う必要がある。双方に非効率的な状況である。</p> <p>② 生活保護費の返還等について、法改正により同一債務者において、強制徴収が可能なものと不可なものとがあるが、同じ担当者が債権回収を担当する。強制徴収公債権の請求権に基づき行った調査結果を非強制徴収公債権に利用することは、地方税法第22条の適用が問われ、再調査結果が利用された。債権情報の活用については慎重に検討すること。</p> <p>③ 債権者との関係の相違、請求権に基づき債権を取得したにもかかわらず、債務者の職業、財産等が把握できず、財産調査に反映も利用できないが、強制執行手続を行うことができない事例がある。</p> <p>④ 非強制徴収公債権・私債権において税務情報を活用することができず、債務者の財産等の把握が済み、財産等の把握は適正かつ迅速な強制執行手続によって債権回収ができ、財産等がない場合は適宜徴収と強制執行について、督促状送付後反応がなく、法的措置を実施して訴訟上の和解が成立した私債権等納税者について、和議条項の不履行に基づき債権回収を計画するも、和解後に転じたため給付差押えができず、結果として滞留の不法管理する状況が継続しているケースがある。本ケースの滞留者には債権回収(強制徴収公債権)の滞納もあり、さらさら滞留者の共有が認められている。当該債権を利用することは地方税法22条に抵触する可能性があるため利用できない。</p> <p>滞留者の滞留可能財産を把握してながら債権の種類の違いによってこれを利用できず、結果として滞留の不法管理が行われにくいことは債権管理上好ましいものではない。</p> <p>⑤ 同一滞留者であるにもかかわらず、税の滞納整理部署とその他の債権の滞納整理部署において、それぞれに調査を行ったため、差押え等のタイミングを逃し、貴重な債権回収の機会を逃す事がある。</p> <p>⑥ 平成27年6月1日現在の滞納家賃額：56,825,330円 平成27年6月1日現在の滞納者数：188人 平成27年4月1日現在の債務名義数：136件 上記136件について、和議条項を本、判決正本等の債務名義を取得しているが、和議条項の不履行や判決に基づく債権差押の強制執行申立時に必要な、税所管理が所有する税務情報を共有できないことにより、申立自体が困難な状態にある。</p>	<p>【全国市長会】 公平均の観点から、税以外の債権の効率的かつ迅速な回収が必要である一方、税情報納税者にとって秘密性の高いものであり、納税者の債権を得るために規定されている守秘義務への配慮が必要であることを踏まえ、税情報の活用について慎重に検討すること。</p> <p>地方税に関する調査等の事務に従事している者自身が私人の秘密を知らぬことは、地方税の課税徴収に必要であり、地方税法の手番とするところと考えられるが、その事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法の予想しない権利の侵害であると考えられる。</p> <p>地方税法第22条の趣旨が、このような地方税法の予想しない権利の侵害が現実発生するのを防止するためのものであることから、地方税に関する調査等の事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密を第三者に知らせる行為が違法であり、同条に規定する意思とならぬものと解する場合には、そのような行為を違法なものとして許容したと認めらるる法律の規定(例えば、「地方税の滞納処分の特例による等の規定」が必要である。(昭和38年3月内閣法制局意見と回答))</p> <p>ご提案の「非強制徴収公債権」「私債権」は、その内容が多様であるため、一般に、私人の秘密をその意に反して利用できることとするには問題があると考えられる。</p> <p>なお、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用することを目的とする場合については、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」(平成28年3月3日付行政答29号、総務省第1号)において、本人の同意を前提に、当該施策の担当課等に提供する場合は留意事項をお示ししているので参照願いたい。</p>					
203	北上市、秋田市、八幡浜市	<p>【全国市長会】 提案内容について、市町村の事務軽減等に十分留意して検討すること。</p>						
209	小樽市、釧路市、登米市、横手市、宇都宮市、市原市、相模原市、豊田市、宮崎市、福知山市、萩原市、大塚狭山市、八尾市、渡辺川市、大塚狭山市、伊丹市、福山市、八幡浜市、東温市、八代市、宮崎市、小林市、特別区庁会、平塚市	<p>① 徴収部署にて税外債権を一元徴収する場合、債権の性質により、同一部署で取扱うが担当者を完全に分離し、税務情報が共有しないようにする必要がある。債務者と担当者の関係も別々に行う必要がある。双方に非効率的な状況である。</p> <p>② 生活保護費の返還等について、法改正により同一債務者において、強制徴収が可能なものと不可なものとがあるが、同じ担当者が債権回収を担当する。強制徴収公債権に基づき行った調査結果を非強制徴収公債権に利用することは、地方税法第22条の適用が問われ、再調査結果が利用された。債権情報の活用については慎重に検討すること。</p> <p>③ 債権者との関係の相違、請求権に基づき債権を取得したにもかかわらず、債務者の職業、財産等が把握できず、財産調査に反映も利用できないが、強制執行手続を行うことができない事例がある。</p> <p>④ 私債権の滞納者については地方自治法施行令第171条に基づき督促を実施したため、履行がなければ同令第171条の2各号に規定されている措置(大半は3号の訴訟手続)を実施しなければならないが、法的措置を実施して債務名義を取得して、財産の有無を把握することが困難であることから、強制執行手続はできません。現在時効期間10年となって管理を継続しているケースが散見される。</p> <p>⑤ 一例として、督促状送付後反応がなく、法的措置を実施して訴訟上の和解が成立した私債権等納税者について、和議条項の不履行に基づき債権回収を計画するも、和解後に転じたため給付差押えができず、結果として滞留の不法管理する状況が継続しているケースがある。本ケースの滞留者には債権回収(強制徴収公債権)の滞納もあり、さらさら滞留者の共有が認められている。当該債権を利用することは地方税法22条に抵触する可能性があるため利用できない。</p> <p>滞留者の滞留可能財産を把握してながら債権の種類の違いによってこれを利用できず、結果として滞留の不法管理が行われにくいことは債権管理上好ましいものではない。</p> <p>⑥ 同一滞留者であるにもかかわらず、税の滞納整理部署とその他の債権の滞納整理部署において、それぞれに調査を行ったため、差押え等のタイミングを逃し、貴重な債権回収の機会を逃す事がある。</p> <p>⑦ 平成27年6月1日現在の滞納家賃額：56,825,330円 平成27年6月1日現在の滞納者数：188人 平成27年4月1日現在の債務名義数：136件 上記136件について、和議条項を本、判決正本等の債務名義を取得しているが、和議条項の不履行や判決に基づく債権差押の強制執行申立時に必要な、税所管理が所有する税務情報を共有できないことにより、申立自体が困難な状態にある。</p>	<p>【全国市長会】 公平均の観点から、税以外の債権の効率的かつ迅速な回収が必要である一方、税情報納税者にとって秘密性の高いものであり、納税者の債権を得るために規定されている守秘義務への配慮が必要であることを踏まえ、税情報の活用について慎重に検討すること。</p> <p>地方税に関する調査等の事務に従事している者自身が私人の秘密を知らぬことは、地方税の課税徴収に必要であり、地方税法の手番とするところと考えられるが、その事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法の予想しない権利の侵害であると考えられる。</p> <p>地方税法第22条の趣旨が、このような地方税法の予想しない権利の侵害が現実発生するのを防止するためのものであることから、地方税に関する調査等の事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密を第三者に知らせる行為が違法であり、同条に規定する意思とならぬものと解する場合には、そのような行為を違法なものとして許容したと認めらるる法律の規定(例えば、「地方税の滞納処分の特例による等の規定」が必要である。(昭和38年3月内閣法制局意見と回答))</p> <p>ご提案の「非強制徴収公債権」「私債権」は、その内容が多様であるため、一般に、私人の秘密をその意に反して利用できることとするには問題があると考えられる。</p> <p>なお、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用することを目的とする場合については、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」(平成28年3月3日付行政答29号、総務省第1号)において、本人の同意を前提に、当該施策の担当課等に提供する場合は留意事項をお示ししているので参照願いたい。</p>					



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
210	地方に関する規制緩和	その他	条例による事務処理等への市町村長への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長が都道府県知事に申し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することができる。と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第9項においても、都道府県教育委員会が権限に属する事務の一部を当該市町村に委任し、振替同様の規定がある。し、この旨の事項においても、これまで同程度の運用等は行われてきた。	【現状】地方自治法第252条の17の2第3項は、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に申し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第9項においても、都道府県教育委員会が権限に属する事務の一部を当該市町村に委任し、振替同様の規定がある。し、この旨の事項においても、これまで同程度の運用等は行われてきた。	地方自治法第252条の17の2第3項	総務省・文科部科学省	中核市市長会	地方自治法第252条の17の2第3項では、同条第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合には、(1)当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合があること(2)当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内で市町村に関する規定として適用されることなど、法令で定められた権限主体の変更により、当該市町村の行政運営に大きな影響を及ぼすものがあることから、市町村が都道府県に対して権限移譲の要請を行う際には議会の議決を経ることとしている。この趣旨を踏まえ、地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長が都道府県知事に対して権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。	地方自治法第252条の17の2第3項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合において、当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合には、条例、規則等の改定を行うなど、適切な処理を経て権限の移譲を受けることとなる。これは、都道府県知事の発意により市町村へ権限移譲を行う場合であっても、市町村長の要請を受けて都道府県知事が権限移譲を行う場合であっても同様の手続きを経る必要があるものであり、市町村長の要請の場合にのみ議会の議決を必要とする理由とはならないと考えられる。また、同条第2項の規定により都道府県知事が権限移譲を行おうとする場合には協議のみで足りる(市町村長の同意を必ずしも不要である)のに対し、同条第3項の規定により市町村長が要請する場合にのみ議会の議決を要することは、都道府県と市町村の関係が対等であるという趣旨を踏まえ、地方分権を推進する上で市町村からの積極的な事務処理の要請を阻害する一因になっていると考える。		
243	地方に関する規制緩和	防災・安全	防災番号及び津波警報前編に付するサイレンの重複の解消	【現状の課題】サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の一つであり、各地方自治体は、国の定めた吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から吹鳴パターンと、手続警報・津波警報・津波注意報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報伝達されるアラートにより、津波警報または津波注意報の発表時は自動で、津波注意報の発表時は手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。近年では、南海かつ地方等の大規模災害の発生も予測されているため、火災と津波の発生時に発生するサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団員の避難行動や住民等の適切な避難行動に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。	【効果】吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。	【その他】本提案については、全国市長会において、「理事・評議員会合同決議 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月19日)」により、国に対し要望を行っている。	消防法第18条第2項 消防法施行規則第34条 気象業務法第24条 気象業務法施行規則第13条 手続警報編成規則第2条	総務省(消防防)国土交通省(気象庁)	全国市長会	消防番号は、消防法第18条第2項に「何人も、みだりに総務省令で定める消防番号又はこれに類する番号を使用してはならない」と定められていること(昭和25年制定)。具体的な番号(パターン)については、消防法に基づき、消防法施行規則第34条第1項の3に定める(昭和36年制定)。①昭和51年に気象庁が定めた津波警報編成(気象業務法施行規則第13条第2項)に基づく示は、消防の近況情報、吹鳴パターンに類似しているものがあるが、津波警報を住民に知らせるアラートにおいては、サイレン音に加え、津波である旨のメッセージ等を流すことで、危険性を伝達するとともに区別がつくようになっていることとあり、現在の番号の使用に差し支えを及ぼすことはないものとする。消防庁としては、津波警報等の発令時には火災発生時と同様に国民に対し、危険を伝達する必要があると認識しており、現在の番号にメッセージを付加することによる対応が適当であると考える。	サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいこともある。さらに、ラジオを聴取困難な場所にいる場合、音声基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団員に混乱が生じる恐れがある。①実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが重複していることにより、住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住居へのサイレン音の通知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を求めたい。	
246	地方に関する規制緩和	教育・文化	地方公共団体が設置・運営を行う大学附属学校の公立大学法への移行	【提案の経緯・事情変更】これまで公立大学と大学附属学校が一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実質的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、自分の開学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営することが可能とならず、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【効果】長年公立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSpringなど近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を挙げた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が弱くなったため、主体的な教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。また、新高度では、大学教員員の業務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、国の管理執行における課題や大学運営に関する情報が双方に共有できなくなり、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら自律と評価面立上で、「集約」と「大学教育」を進めることが困難となっている。	【効果・必要性】公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	学校教育法 第2条 附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文科部科学省	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、岡山県、鹿児島県	附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人」とすることにより解決可能となる、実質的な法制上の「変更」②公立大学法人が設置する「大学」の観点から、具体的な附属学校を設置する必要性③通常の「公立大学法人」の役割をいなし、「公立大学法人」の「公立学校」としての立場について、それぞれ明確化される必要がある。	提案主体として以下の見解を示すので、所管府庁との検討を要する。 ①学校教育法附則第5条により、公立大学法人は大学、高等専門学校以外の学校を設置することができないことから、公立大学法人へ移行した結果、附属学校が別々の組織として新設せざるを得ず、学費のローテーションによる一律の学費での対応が困難となる。 ②法的な位置付けが別れた状況では附属学校の教育内容やノウハウに学長の裁量が反映されなくなり、学長の指揮命令が附属学校に届かなくなり、附属校設置の難易度は大学に設置し、人材育成でできなくなっている。また、附属校設置では研究フェード(産院の行動態-が等)との機能が発揮できなくなる。 ③公立大学法人の組織がなくなり、学校教育法で定められた地方公共団体(公立大学法人を含む)が設置する公立学校としての位置付けは変更されない。そのため、公立学校教育に求められる法的な立等条件を満たすための教育委員会の組織編成(設置)を証明するものでない。 ④教育執行として、法的に定められた事例(教育委員会の編成、教員の選任、人事の選定、学習指導等)については、現行通り教育委員会の指導・助言の下で行うべきと考えている。引続き教育委員会が併存する。また、検討中である。 ⑤教員の人事上の問題については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に關する法律改正に基づく教育委員会と人事交流により、教職員(公務員)を確保することによって対応できると考える。	
										(追加の支障事例) これでは、教育機関間の設置者が同一であり、職員(教員)と職員ができたため、副園長等の役員選出に際し、異なる異なる大学教員の協力が可能となり、特に現場と密接な関係にある関係員については、実質的にかかわりながら継続しつつ運営を行う実態継続的な運営が必要期間であった。 これにより、長期的な視野で両教育機関のニーズを統合し、具体的な共同研究という形で産院の研究開発に併行し、及びその成果の共有や情報交換を行うことで、①関係(S4)以来、附属園としての長い歴史を有するが、この間、幼児の自発的活動を促す研究や保育実践は、平成元年の幼稚園教育改善改訂にもつながるものであった。 このように、附属園は、幼稚園の本来的機能(保育)と、実質的・研究面で機能が異なる。ところが、法人化による設置者の分離後、幼稚園の本来的機能以外の機能が専らにめぐり、結果的に附属園も附属園での配属を必要と、大学の事務が浸透していき、大学とは異なる教育方針を掲げる園との関係性も維持しきれなくなる。これまでのような研究としての活動は停滞している。子ども子育て支援制度や地方交付税制度等の現行法制度上、公立幼稚園の設置主体は、基本的に運営責任は保育士(園長)が担っている。附属園より不同とするが設置責任は異なる。附属園は、将来にわたって附属園としての機能が維持され、幼稚園の本来的機能(保育)が果たせなくなるおそれがあることは、園が存在する意義を失われない。		

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年11月22日閣議決定)取組内容 ※平成28対応方針(平成27年度閣議決定)に記載があるものは当該検討を<平成28>として記載 ※平成29対応方針(平成28年度閣議決定)に記載があるものは当該検討を<平成29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況
210	豊橋市	【全国知事会】 市町村長からの要請に関しては、引き続き、市町村議会の議決を必要とするべきである。 第1項の規定による権限移譲を市町村長が要請することは一般的に可能であり、本項の要請に限られない。本項の要請でなければ市町村の議会の議決は必ずしも必要ない。一方、本項の要請は、次項により、都道府県知事に対して速やかに市町村長と協議する義務を発生させるものであり、要請に当たっては団体意思を確定させるべきである。 なお、第2項の要請は、第1項の規定により都道府県が案例を制定するのに先立って、事前に都道府県知事が市町村長と協議を行うものである。この協議そのものが、市町村長に対し、何らかの義務を発生させるものではない。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		地方自治法第252条の17の2第3項の要請については、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に対し都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲することを要請してきた場合には、都道府県知事に協議を義務付けるものであるが、これは、市町村長が都道府県知事に対し都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲することを求める手段の一つであって、これ以外の方法により市町村長が権限移譲を求めることを防いでいるものではない。				
243	能代市、東海市、高松市、宮崎市、かほく市	○消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため、消防本部から消防無線を通じ手動により吹鳴することとしている。 また、津波警報等については、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には防災部局から防災行政無線を通じ音声により吹鳴することとしている。 火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複しているため、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じる恐れがあると考え。 ○火災発生時の「火災発生」と「出陣信号」が警報警報無線機で定められ「大津波警報」と「津波警報」のサイレンパターンと重複しており、津波の発生を予測した緊急時のサイレン吹鳴音を火災の発生と誤認する恐れがあり、住民の避難が遅れ、人命に危険を及ぼす恐れがあることが予想される。 また、サイレン吹鳴パターンによる災害種別の判断は容易ではないことが予想されるので、「大津波警報」、「津波警報」のサイレン吹鳴パターンの認知度を向上させるためにも、新たに異なる吹鳴パターンを定めて広く国民に周知を図ることで、有事の際の迅速な避難行動や避難支援活動が行えることに繋がると思われる。		消防信号のサイレン信号パターンの一部が、津波警報無線の大津波警報無線や津波警報無線のサイレン音と類似していることは承知している。 津波無線のサイレンは、Jアラートを通じて市町村の防災行政無線により吹鳴されている。この防災行政無線による音声メッセージが建物等の反響や、地理的条件等により聞き取りにくいという懸念があるが、防災行政無線は、気象予警報・避難勧告等の情報を住民に伝達するために不可欠な手段であることから、まず、スピーカーの設置場所や音量等を変更することによりこの問題を改善すべきであると思料する。 消防団への災害情報等の伝達については、消防信号のサイレンだけでなく、消防団無線等の連絡体制を確保していることから、消防団の活動と支障を生じないものと考えている。 消防庁としては、従前から使用している消防信号の番号パターンを変更することは、住民及び消防団員に混乱を生じさせる恐れがあるため、現在の番号パターンを変更する予定はない。				
246			○本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支援も明らかになっている。これまでも十分に検討の時間があつたことから、これまでの検討状況を自治体に説明するとともに、年末の閣議決定に間に合うよう、第2次にアライングまでに所要の検討を行うべきではない。	公立大学法人による附属学校の設置については、制度設計について検討し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、本年12月までに対応方針についてお示しする。	6【総務省】 (1)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21条2号及び170条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	法律	平成29年4月1日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)

管理番号	提案区分		提案事項 (事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
247	地	教育文化	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等に関する規制緩和	地方公共団体(設立団体)が設備等を完備し実施している公立大学法人の施設整備等について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるための、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情重要】公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が設備等を完備し整備した上で、法人に出資し人の施設整備等を行うことに加え、大学整備に長期資金の調達を地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】公立大学法人化の目的は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入しなくてはならない。地方自治体の予算措置に変わることになり、地方自治体の負担となっている。 【効果・必要性】地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながることで、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が可能となる。	地方独立行政法第41条	総務省・文部科学省	真直博、新海剛、高橋、京都府、徳島県、西宮市、四国広域圏	総務省において、今年4月に有識者や地方公共団体関係者等を構成員とする「地方独立行政法人制度の適正化に関する研究会」を設置し、地方独立行政法人法の改正に向けた論議について検討を行っている。当該研究会は本年11月頃に最初に検討結果の取りまとめを行う予定である。 この研究会においては、公立大学法人からの「長期借入」等の重要事項も含めた公立大学法人制度についても、公立大学法人や設立団体が活用しやすい制度改革となるよう公立大学法人からの意見聴取も取り検討を進めている。 したがって、公立大学法人の長期借入については、当該研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。	大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るとして法人化の推進を踏まえ、柔軟で自主的・自律的な運営ができるよう、「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」において前向きな検討をお願いしたい。	
307	地	その他	法定外普通税及び法定外目的税の廃止に関する規制緩和	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を廃止し、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。	【検討の経緯】平成12年地方分権一掃法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。 【具体的な支障事例】当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単独延長の場合においては、納税者の負担を大きく増やしている。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。 【制度改正の必要性】地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を廃止しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減する際には、税務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単独延長」についても、納税者の負担を大きく増やしている。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。また、同意を要する事前協議期間の短縮等を行う場合を除く。	地方税法第299条、第731条	総務省	宮城県、広島県	地方税法(昭和25年法律226号)第299条第1項及び第731条第2項において、道府県法定外普通税(目的税)の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更については総務大臣への協議・同意を要しないこと規定している。また、地方税法施行令(昭和26年政令第45号)第2条及び第56条の9において、総務大臣への協議・同意を要しない変更は具体的に「税率の引下げ、2.廃止、3.条例の規定が効力を有する期間の短縮」としている。 この協議・同意を要しない変更は、平成14年改正において規定したものであるが、これは、納税者の負担を軽減する方向への変更については議長の承認を要するという趣旨によるものである。 提案団体においては、法定外税を導入するに当たって、社会情勢の推移等を勘案する必要のある等の判断の下に課税期間を定めて協議いただいたものと理解している。自ら設定した課税期間を経過した際に、社会情勢の推移等を勘案して改めて法定外税を課することとするのであれば、その時点において法定外税を課するために必要な協議を行う必要がある。	意見なし	
313	産	産業振興	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に進めることができるよう提供する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があるが、創業に係る施策も県・市町が相互に連携し、関連性を持たせなければならない必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有がなくても県が認定権限を有していない。市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組むの困難にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受け、県・市町が一体的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。 また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付等においては、県の支援策の紹介等も行ってきて、さらに今年度からは、支援を受けた事業者を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び市の関係機軸との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会も減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金し交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた事業時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける側にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法第113条、114条、131条第3項	総務省	香川県、徳島県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 ＜「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」＞ ① 創業支援事業計画の認定(113条)については、当該計画の策定及び実施に資するため、経路情報に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業として事業を進めることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、関係機関等に通知する。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまでの一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に進めることができるものと考えている。	1. 創業支援事業計画の認定 創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村より近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも関連付けた効果的な創業支援を行うことができるものと考えている。 2. 創業・第二創業促進補助金 香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓口等が民間企業に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまでの一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に進めることができるものと考えている。	

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年11月22日閣議決定) 取組内容 ※平成28年度方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該趣旨をくみ取りとして併記 ※平成29年度方針(平成29年12月閣議決定)に記載があるものは当該趣旨をくみ取りとして併記	対応方針の措置(検討)状況				
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
247	名古屋市、山崎小野田市 ○設立団体における財産の確保や法人における資金調達コスト(金利)、償還財産の確保など、個々の施設・財政状況等の実情に即し、各設立団体及び法人の判断の下で資金調達方法を選択できるようにすることにより、公立大学法人の自主性・自立性の向上につながるものとする。 ○公立大学法人と国立大学法人について、法的に長期借入金の取り扱いが異なっており、施設整備等に当たって、長期借入ができていないが、公立大学法人としての効率的、効果的な対応ができていない。 ○現在、公立大学法人移行に向けて手続を行っている。平成29年4月には法学部を新設する予定であり、施設についても新しく法学部棟を建設することとしている。現在では、地方公共団体の予算措置がなければ施設整備を行うことができないため、従来の敷地と併しく、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備が出来るように長期借入が可能となるようにしていただきたい。		○総務省が平成27年4月から開催している「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」において、現在、長期借入が可能な公立大学法人と同様の範囲で公立大学法でも長期借入を可能とする方法で検討がなされていることであるため、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではない。	第1次回答及び集中アライングでの回答のとおり、現在、総務省で開催している「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」は、本年11月頃を目途に検討結果の取りまとめを行う予定であり、公立大学法人の長期借入についても、同研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。	①(総務省) ⑦地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。	法律	平成29年4月1日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)		
307	鳥取県	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。								
313	神奈川県、東海市	○①補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた者が国と変わらない(創業者の場合補助金手続に慣れた者は希少であるためその傾向が強いと思われる。従来は地方事務局が面談等していた。) ②(創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が提供されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者は訪問し面談していた)	【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることが出来る。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から関係があるため、創業支援事業計画の認定を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	○創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次アライングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査を全て廃止して全国の窓口を一本化したことについては、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に説明したくない。 ○創業補助金について、第1次アライングにおいて「地方事務局を置けるかどうかについてはこの場ですくには申し上げられないが、都道府県の関与の選否を後向きな方向で運用することを要し、地方事務局と類似の機能を次の制度でヒールするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、審査要求の期限(8月末)を踏まえ現時点での検討状況をお示ししたい。 ○創業補助金について、第1次アライングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を誰が一括してやらなければいけないということが元々無理であると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・事務を都道府県に移譲するべきではないか。 ○創業補助金について、第1次アライングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。 ○創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次アライングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業界競争力強化法施行25年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応している。  <「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」> ①創業支援事業計画の認定(118条1項)については、当該計画の策定及び実施に関するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に連携する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  なお、①については26年度中に実施済みである。(産業界競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県への支援については(平成27年2月8日付総行取10号)) ②については現在の制度枠組みを含めた検証について、来年1月から3月に実施予定。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
316	地 方 に 対 する 規 制 緩和	その他	行政財産の貸付け 範囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎等の仮設又は動地の余格がある場合」との要件については、地方公共団体の事務事業に使用される見込みのないスペースが余格のある場合だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余格がある場合」に貸付けができるよう見直す。	〔支障事例〕 本市では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等への開放を検討している。例としては、業務時間外や休日に、「庁舎敷地のうち、「農民広場」を民間企業の賃料イベント(モーニング、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸付け、「クワッド」を一般市民に有償で貸出すこと等、庁舎建築物のうち、「倉庫型」を民間企業の倉庫スペースとして有償で貸出す、「展示場」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等)の場として有償貸付けする等が想定される。行政財産の取得等の権利が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の仮設積又は敷地が余格がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用される見込みのないスペース的な余格のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余格のある場合」と認められない。また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を越えない限度において認められるが、使用料について条件で定める必要がある。限においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動態評価の価格も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特性(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困難である。	地方自治法第238条の4第2項第4号 地方自治法施行令第169条の3	総務省	茨城県	地方自治法に定める行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の達成のために利用されるべきものであることから、貸し付けなど行政財産を私に用いるの限において適用することを原則として禁止(同法第238条の4第1項)しているものがある。 一方、市町村合併や行政改革の進展、少子化の傾向などから市庁舎の底面積又は敷地に余格が生じた際に、長期的かつ安定的に当該余剰部分を促進する観点から、現行の行政財産に係る制度の基本は維持しつつ、一定の場合に限り行政財産を貸し付けることを可能としているところであり(同法第238条の4第2項第4号)。 また、上記の観点から、庁舎等の底面積又は敷地のうち、「普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に照し顔に使用され、又は使用されることと見込まれる部分」については、いずれも短期間で再び事務又は事業の用に供されるものであることから、長期安定的な利用を促す貸付けとは区別し、行政財産の貸付けの対象から除かれていることである(地方自治法第169条の3)。 〔本件提案は、いずれも短期間で再び地方公共団体の事務又は事業の用に供される行政財産を私に用いるの限において適用することと内容とするものであり、行政財産が有する本来の行政目的を達成できなくなる虞があると考えられることから、提案の制度改正を行うことは困難である。よって、行政財産を短期間で有効に活用する手法である地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許可により対応すべきである。 なお、提案中「県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動態評価の価格も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特性(老朽化の状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困難」との見解があるが、地方公共団体においては多様な行政財産又は公の施設の使用につき、個々に条例で使用料を定めるものと承認している。	本件提案が困難である理由は、いずれも短期間で再び地方公共団体の事務又は事業の用に供される行政財産を私に用いるの限において適用することを内容とするものであり、行政財産が有する本来の行政目的を達成できなくなる虞があると見込まれることと見込まれる部分については、いずれも短期間で再び事務又は事業の用に供されるものであることから、長期安定的な利用を促す貸付けとは区別し、行政財産の対象から除かれていることである(地方自治法第169条の3)。 また、上記の観点から、庁舎等の底面積又は敷地のうち、「普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に照し顔に使用され、又は使用されることと見込まれる部分」については、いずれも短期間で再び事務又は事業の用に供されるものであることから、長期安定的な利用を促す貸付けとは区別し、行政財産の対象から除かれていることである(地方自治法第169条の3)。 したがって、明らかに本来の行政目的のために使用する曜日・時間帯ではない「時間的な余格」の場合についても、地方自治法第169条の3に規定する「地方公共団体の事務又は事業の遂行に照し顔に使用され、又は使用されることと見込まれる部分以外の部分」の範囲に合致すると考えられることから、同条を適用すること又は制度の改正で明確化することにより、貸付対象に定めることができない提案したものである。	
319	地 方 に 対 する 規 制 緩和	教育 文化	JETプログラムの 実施に関する 見解の拡大	〔財自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特認められたALTの任用期間の要件を緩和すること 現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。期に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用ができるよう、期間の要件を撤廃すべき。〔支障事例〕 ALTは大学卒業後すぐに任職したが、授業の補助が現実にはできるようになるまでに時間を要する。また、来日期もないALTのほとんどが日本語コミュニケーションに課題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されていないことから、校内の業務に支障を来している。 一方で、JETプログラムのALTを志望する大規模な増員を方針を示しているが、現在本校で雇用している来日期もない一部のALTにおいても指導力に課題があり、授業で十分活用できない等の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 地域の実情を踏まえた必要性、学校現場からは、有期雇用でも任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年を終了した本校ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 〔制度改正による効果〕 任用延長されたALTについては、長期滞在在学中に日本の文化や習慣を授業などに活かすし、本校の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材安定化による弊害は極小と考えられる。 任用期間の延長を認められたい場合は、必ずしも最長期間の任用を必要はないため、明らかに弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団体マニュアル 専業主業員	総務省 外務省 文部科学省	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自動的に留まる場合、JETプログラム参加当時の任用団体が自らの専任責任により当該任用者を任用することは不可。 JETプログラムでは、日本のことを直接知っている人材を増やす交流プログラムである旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のため地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務継続、経験・能力が特に優れている者については5年まで更新できるよう見直しを予定している。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じてまいりますと考えています。	小学校における英語の教科化、中学校や高等学校における言語活動の高度化等の英語教育改革の現状等を踏まえ、予定されているALTの活動状況を踏まえ、再任用に実施し、更新する任用期間の延長に向けた積極的な検討を行い、必要な措置を講じてまいりたい。		
328	地 方 に 対 する 規 制 緩和	消防 安全	救急隊編成基準の 特例拡大	〔消防法の救急隊編成の基準〕 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第50条特例を定めて、地域で配置した消防法施行規則第50条〔救急隊員3名基準の特例〕 広大な地域を有しながら山間部に集落が存在する当市のような過疎地域では、人口集中地域に消防隊を配置し、救急時には救急出動先所を配置し救急車に当たっている。しかし、救急隊が進入できず、中には十分な職員数を配置できず、救急患者の少ない出張所の使用時間を確保できずを伴い状況にあり、不在時間中の救急車中下で懸念される。 現在、救急車不在時間中の救急車中下の搬送中に死亡した事実も発生しており、24時間体制を望む声が上がっている。 〔基準の改正〕 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで救急隊2名編成が可能にする。 〔制度改正の必要性〕 市境が山に囲まれ地帯と断断されている当市では、広域化による現場活動要員の増加は見込みがない。 また、横浜市の特例(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなし現場到着時間を短縮させる目的とは異なるため、当市が抱える問題を解消できるものではない。 全国的に人口減少が進む地方においては、救急出動先の近所距離や搬送を余慮なくされ、救急過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討したい。 〔基準改正によるリスクの解消〕 出動先から2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出動させ、先に到着する出張所救急隊員の現場判断により搬送救急隊を決定する。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 消防法施行規則第50条	総務省 消防庁	西予市	救急隊を3名で編成することとしている基準は、救急現場における傷病者の搬送や応急処置の実態から最低限必要なものでして規定されている。具体的には、3名のうち1名が迅速搬送、隊員が人入たいては急患、もう1名は担架固定、心電図測定といった役割を担、1名が救急車の車両運転を行うという任務を担う必要がある。また、床上に横たわる傷病者を担架へ収容する際にも、3名で行わずなければ安全な確保ができない。 このため、編成を3名で編成する場合、搬送の傷病者の搬送や隊員の安全確保において支障が生じ、事故・災害などの可能性が極めて高い。 以上のおお、隊員の3名編成の基準は、傷病者の安全を確保しつつ適切に搬送業務を行わなければならないことから、軽微搬送(ただし医師の指示がある場合)や緊急重症患者の搬送において医師が責任をもって指示を行う体制が確立されている場合を除いては2名編成とするにはできない。 一方で、全般的な搬送に必要以上の危険があると考えられるので、3名編成を維持する中で、安全性の確保を前提としたうえで、救急隊員以外の者に行わせるなどの方策について、今後検討してまいります。	①高齢化率が高い人口減少地域では、タクシーや民間救急などの患者搬送手段がなく、救急車に頼らざるを得ない実情であるが、この様な地域にある救急出張所は、人員の削減で毎日1日あたり1名しか編成の急患患者を受け付けていない。つまり、出張所の24時間体制を確保するため、現在出張所が不在となる夜間・休日(祝祭日含む)時間帯の救急出動時の2名編成を可能としていただくことは、夜間・休日の患者へのアクセス向上が期待できると、市民に大きな安心感を与えられる。 ②出動前の「3名で行わなければならない」の確保ができない。③にについては、出張所の2名編成救急隊と同時に、出張所を管轄する支署等から3名編成救急隊を同時に出動させて、3名搬送が必要な患者の場合は3名編成救急隊の到着を待つ搬送することと提案しているため、懸念されている部分は十分保障されている。 ③出動中の「緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制」については、医師は急患現場で直接患者を診察するのはなく、患者からの通報内容や現場救急隊員の報告に基づいて判断をくだす。これに代り、先に到着する2名編成の内の一定の経験豊かな救急隊員(救急救急士)が、現場で直接確認したうえで2名搬送が可能か患者であると判断するかを判断することと合理的と考える。 ④論点は、医師以外の救急隊員(救急救急士)が、2名搬送が可能であると判断し、そのことに責任が持てるのかがどうかを問われていると考える。この事は、救急救急士に追加講習を課して認定救急士を育成し、判断力を養成する事で問題の解消できる。		

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
316	豊田市、奥田富町	【全国市長会】 提案団体の意見が十分に尊重された。 なお、時間単位の場合の使用料の算定方法や、休日・夜間等における庁舎のセキュリティや行政文書の管理体制等の構築について検討が必要がある。		理解が示された提案の趣旨である「行政財産が本来の行政目的の達成のために利用されることを前提」とした上で、「行政目的に資しない範囲で資産を有効活用すること」により収入の増加を図るための手法として、既に地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許可があり、当該規定により対応できることから、制度改正の必要性はないと考える。				
319	甲府市、大府市、碓氷、奥田富町、八幡浜市、鹿本市	○現在、委員の委員において、外国人英語指導講師を任用しているが、任用期間の要件等により、優秀な人材の確保、人材育成が困難となっている。 ○小学校の英語の教科書も見込まれることを勘案すると、JETプログラムのALTの活用も想定されることから、任用期間の要件の緩和を望む。 ○現在、JETプログラムで雇用しているALTが市内小中学校に2人おり、学校からは特に優れている者は5年を超えて雇用したいとの要望がある。 ○昨年春期開始したALTが交代した。彼は日本を去る意向にあり、ALT選任後も日本にとどまり仕事をしたい。日本語もとても堪能となり、地域の文化や習慣、特色をよく理解し、児童生徒とのコミュニケーションもよく、効果的な授業や英語活動が行われていたとの報告があった。 ○特に優れたALTについては、任用期間の要件を緩和すべきと考えます。 ○ALTのうち、任用期間要件の上限である5年を超えて任用する者はほとんどいないが、ALTの中には、学校や地域と密接な関係になり、授業だけでなく生徒にも積極的に関わっているから、任用期間要件を自ら設定する希望を持ちたいと希望するALTもいる。期間要件が緩和されれば、長期間の任用を希望するALTが増える可能性もあり、未定で継続して任用することができれば、子どもたちだけでなく、学校や地域にとっても希望であると考えられる。 ○今年度委員長任期の5年を延長し継続したALTがいたが、関係の質の確保が難しいと考え、業者委託に切り替えることとしたため、現在、JET-ALTはない。 ○ALT5名のうち、2名が今年度(最終年度)を向かいますが、教員の採用にかんする要望により対応し、債権関係も確保でき、継続して欲しい人材であります。 ○特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を緩和すべきであると考えます。 ○5年を超えて継続して優秀なALTを活用するために、平成25年度から市独自で直接雇用する方法を導入したところである。しかし、市の独自採用に対する国の財政支援はJETプログラムに比べ少ないことから、給与を極く低額とするなど、JETプログラムのALTの勤務条件を維持できない状況で運用しており、勤務条件改善の要望が出ている。そのため、継続雇用を希望するALTも、実際には他の民間等を希望したり、直接雇用了ものの短期間で離職する事例が発生し、ALTの確保に苦慮している状況である。 ○民間によるコミュニケーションを重視し、お互いが個性を大切にすることは国際理解教育の視点からも必要だと考えるが、小学校で、ALTと担任が授業の打ち合わせをする場合においては、英語だけでは困難な状況である。担任指導の申し立ては、日本語で意思疎通ができるALTが確保されている。ALTを任用する場合、生活サポート体制の構築が必要である。日本語でコミュニケーションを上手く取れないことから、病院、学校、業者、各々が機関等とのやり取りにおいて連携の必要性が生じている。小中連携を考えた場合、小学校で働いているALTが中学校でも授業に携わること、小中の両方で勤務することになる。そのためには、可能な限り、同じ学区等に配置することが望ましい。 ○JETプログラム参加者のALTの閉鎖型調査等を行う(ALT of Closed School)には、ALTとしての経験を踏まえながら、ALTとして配置しており、ALTの任用期間が5年であるため、PAの立場になっても数年で任期満了となり閉鎖してしまふ。これが、自治体として蓄積・継承すべきPAとしてのALTへの指導力が6年で1/3に減ってしまうことが問題である。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。	○JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自主発的に留まる場合、プログラム参加団体の任用団体が自らの財政措置により当該終了者を任用することは可能である。 ○JETプログラムでは、日本のごことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである運営から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経歴・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直しを予定している。 ○JET-ALTの活用状況調査を今年度実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	6[総務省] (1) 指導指導等を行う外国青年招致事業(外務省及び文科科学省と共管) 指導指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		○JETプログラムは、我が国と諸外国との相互理解を推進することにより日本の国際化促進に資する交流プログラムである。また、JET参加者は、日本への関心や地域の国際交流活動に参加する意欲を有するとして、本プログラム終了後、日本と母国の架け橋となることが期待されている。このような趣旨から本プログラムは、制度上、任用期間の上限を原則3年とし、例外的に2年(累計4年)までの更新を可能とした上で、プログラム参加期間中には、JET参加者への各種サポートも実施している。 ○任用期間の上限をこれ以上延長することは、前述の交流プログラムの趣旨とは異なるものであるため、任用期間の上限を満了した際には、新たなJET参加者を指致することが望ましい。このことから、JET-ALTの任用期間の延長等は実施できない。 ○なお、平成27年度に実施したJET-ALT活用状況調査では、累計任用期間の上限の延長等を希望するした回答は一部に留まるものであった。 ○また、ALTの任用については、各自治体の数量により実施される中、JET-ALTとしての任用期間の上限を満了した者を引き続き独自に任用する自治体も見られる。 ○文科科学省では、このような取組も踏まえつつ、5年の任用期間を満了した者を、英語教員のさらなる充実のために、ALT等として独自に任用しようとする自治体に対して例えば、 -引き続き独自に任用する場合における支援の検討 -教員として任用することが可能な特別免許状制度の活用を促すこと を行っていくものとする。	
328	石垣市	【全国市長会】 提案の趣旨にかんがみ、救急活動における安全性や救急等を考慮し、地域性に配慮した検討を行うこと。		隊員の3名編成の確保は、傷病者の安全を確保しつつ適切に搬送業務を行うために定められていることから、軽微搬送において医師等の同乗がある場合や緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制が確立されている場合を除いては、2名編成とするとはできない。 傷病者の安全を確保するため、緊急度・重症度の識別については、医師の医学的な判断に基づいて行われるべきであり、救急教命士が医師の判断を代替することは不適切である。 なお、運行上においても、救急隊到着後に救急隊員の指揮の下で救急業務を実施し、傷病者を救急車で搬送するという条件下であれば、救急隊が現場に到着するまでの間、消防士が現場に先行し、資機材に似た応急手当等を果たすことは可能である。 また、3名編成を維持する中で、安全性の確保を前提としたうえで、業務の一部を救急隊員以外の者に行わせるなどの方策については、今後検討して参りたい。	政令	平成29年4月1日施行予定	消防法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第379号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
334	地	その他	連携中核都市圏の要件緩和	「連携中核都市圏」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体の広域連携し、経済生活圏として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられようとする。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、産業、公共交通等の各分野において、必要に応じて都市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を総動員させたい。このような多様なネットワークによる広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活圏整備等の取組だけでなく、経済・雇用や都市機能の重層的な連携の構築を目指すものである。一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されていないのは、大都市(中核市以上)が核となる都市の連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中核都市圏構想推進条例第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 輪渡市 新城市	連携中核都市圏(圏)の対象となる都市(圏)の要件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の要件については、2019年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中核拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中核都市圏」の対象とする」とされたところ。これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。	これまで富山県西部地域では、新たな広域連携のあり方や必要となる支援策等に、連携中核都市圏(圏)制度が確定する前に、本圏域の実態に即した有意義な制度設計となるよう、国及び県へ要望してきたところである。また、全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数自治体により、連携都市圏の形成を推進している地域があることから、当該地域と連携して国へ働きかけたい。情報共有等も進めているところである。去る8月4日には、「連携中核都市圏」の形成に向け、6市共同による「富山県西部圏域連携都市圏形成推進宣言」を実施するとともに、同日付で、6市と富山県(オブザーバー)で構成する推進協議会を設置した。今後、同協議会の幹事会を定期的に開催し、今年度秋頃を目途に具体的な施策を決定したいと考えている。引き続き、国において都市圏概念を統一・明確化し、「連携中核都市圏」の形成を推進していくにあたっては、本圏域の「多極ネットワーク型」の広域連携について、格段の配慮をお願いしたい。	
88	地	その他	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務の簡素化	平成27年度税制改正により「ふるさと納税(寄附)」をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みにより、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所・地町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。この特例制度は、マイナンバー・マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省約化など地方自治体の事務負担の軽減を図られるようすべきである。	【制度改正の経緯】平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年政令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。【支障事例、寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生】この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務負担として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への交付書の交付(送付)、③申告特例申請書受理審査の受理及び寄附者への交付書の交付(送付)、④寄附者の住所・地町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。【制度改正の必要性】【懸念の解消策】この特例制度は、マイナンバー・マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省約化など地方自治体の事務負担の軽減を図られるようすべきである。	地方税法附則第7条 地方税法施行規則 附則第2条の4	総務省	秋田県	ふるさと納税について、マイナンバー・マイポータルを活用した手続きの簡素化を検討する際には、地方団体の事務負担軽減等の観点ももめて検討してまいります。	可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示ししたい。また、検討状況については随時情報提供していきたい。	
148	地	その他	地方公共団体の又は取納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に取納又は取納の事務を委託するに当たっては、取納の私人委託対象範囲の違約金については、地方自治法施行令第158条第1項第5号に定める範囲に限定されているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	【具体的支障事例】農業改良資金借付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在借主で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。しかし、自治体の借入の取又は取納の私人への委託であり、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。【制度改正の必要性】未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県	公金は、その性格からして、取扱いの責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることとなり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又は地方に基づき法令に特別の定めがある場合を除くは認められないこととされているところである。一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に借入の取又は取納の事務の委託することができるのは、「その収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合」とされているところである。違約金は「収入の確保」に寄与する面はあるものの、その性格は、債務不履行の場合に債権者が債権者に支払うべきことを約した金銭であり、また、民法上も違約金は賠償額の予定と推定する定められているお、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の利益の増進」に寄与するものとは言いがたく、対応は困難である。	農法第420条第3項で、違約金は賠償額の予定と推定すると定められているが、農業改良資金における違約金は、借入金の返済がなされなかった場合の「違約金」の意味合いが強いと考えられる。そのため、農業改良資金は無利子であるが、12.25%という高率の違約金を設定し、元金償還を促している。延滞者は元金返済を遅延してしまっているが、これでも、延滞した元金を返済しかつ違約金を払い付けた延滞者もいる。これらの返済者との公平性を保つ観点からも、違約金を回収を促していくことについては、上記の点から提案事項について、再度検討をお願いしたい。	

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
334	<p>北海道・小田原市、茨城県、福知山市、舞鶴市、京都府、宮崎市、京丹後市、伊根町、山形県野、高根県、山口県、高知市、高知市</p> <p>○高根県東部においては、東横を越えて、松江市、出雲市、安来市、高取県東子市、境港市などが、中道・共道連・大山崎圏に広域連携を行っている。</p> <p>○中道・共道連・大山崎圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っている。松江市だけが連携中核都市として指定されると、かえって連携のものがやりくくなる可能性がある。</p> <p>○中道・共道連・大山崎圏全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。</p> <p>○全国に比べて市町村の広域圏が連携している本県(市町村数減少率は全国7位)においては、良質な大規模市を擁し、中核市を指定し小規模市町村を取り巻く環境を整えることにより、一定程度の規模をもつ、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の発展を図る手法が効果的だが、現行では連携中核都市圏構想の対象とならない。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府県からの第2次回答</p> <p>「昨年12月に閣議決定した「まち・ひととし創生総合戦略」(以下、総合戦略)において、総務省において推進していた「地方中核重点都市(圏)」、国土交通省の国土のブランド字「2050」に位置づけられていた「高次地方都市連合」などの複数の都市圏概念を統一して「連携中核都市圏」とし、その概念について「地域」において、相違の規模と中核性を考える領域において市町村が連携し、コンの強化・ステップ化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービス」の向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を維持し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものと統一したところ。</p> <p>なお、連携中核都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、総合戦略において、「対象となる都市(圏)の条件については、2019年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中核重点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中核都市圏」の対象とする」とされたこと。</p> <p>これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討していること。</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p> <p>【国土交通省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>	
88	<p>仙台市、角田市、能代市、雄鷹県、宇都宮市、大田原市、行田市、富津市、富山県、富山市、西尾市、津田市、三野市、松本市、和倉市、八幡平市、福岡県、大村市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市</p> <p>○ワンストップ特例制度の創設によって、①案件への特例申請の意思確認②特例申請の受理及び審判者への交付書の送付③特例申請の受理後審査委員会の受理及び審判者への交付書の送付④特例申請の受理後審査委員会の審査⑤特例申請の受理後審査委員会の審査⑥特例申請の受理後審査委員会の審査⑦特例申請の受理後審査委員会の審査⑧特例申請の受理後審査委員会の審査⑨特例申請の受理後審査委員会の審査⑩特例申請の受理後審査委員会の審査⑪特例申請の受理後審査委員会の審査⑫特例申請の受理後審査委員会の審査⑬特例申請の受理後審査委員会の審査⑭特例申請の受理後審査委員会の審査⑮特例申請の受理後審査委員会の審査⑯特例申請の受理後審査委員会の審査⑰特例申請の受理後審査委員会の審査⑱特例申請の受理後審査委員会の審査⑲特例申請の受理後審査委員会の審査⑳特例申請の受理後審査委員会の審査㉑特例申請の受理後審査委員会の審査㉒特例申請の受理後審査委員会の審査㉓特例申請の受理後審査委員会の審査㉔特例申請の受理後審査委員会の審査㉕特例申請の受理後審査委員会の審査㉖特例申請の受理後審査委員会の審査㉗特例申請の受理後審査委員会の審査㉘特例申請の受理後審査委員会の審査㉙特例申請の受理後審査委員会の審査㉚特例申請の受理後審査委員会の審査㉛特例申請の受理後審査委員会の審査㉜特例申請の受理後審査委員会の審査㉝特例申請の受理後審査委員会の審査㉞特例申請の受理後審査委員会の審査㉟特例申請の受理後審査委員会の審査㊱特例申請の受理後審査委員会の審査㊲特例申請の受理後審査委員会の審査㊳特例申請の受理後審査委員会の審査㊴特例申請の受理後審査委員会の審査㊵特例申請の受理後審査委員会の審査㊶特例申請の受理後審査委員会の審査㊷特例申請の受理後審査委員会の審査㊸特例申請の受理後審査委員会の審査㊹特例申請の受理後審査委員会の審査㊺特例申請の受理後審査委員会の審査</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求む。</p>	<p>各府県からの第2次回答</p> <p>検討に向けた今後のスケジュールや検討状況については、適宜情報提供を行ってまいります。</p>	<p>【総務省】</p> <p>① 地方自治法(昭25法226) ② 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ③ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ④ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑤ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑥ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑦ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑧ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑨ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑩ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑪ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑫ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑬ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑭ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑮ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑯ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑰ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑱ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑲ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ⑳ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉑ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉒ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉓ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉔ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉕ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉖ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉗ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉘ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉙ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉚ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉛ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉜ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉝ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉞ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㉟ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊱ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊲ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊳ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊴ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊵ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊶ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊷ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊸ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊹ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号 ㊺ 個人住民税(昭31年法律第10号)第10条第1項第2号</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>		
146	<p>埼玉県、安曇野市、岐阜県、豊田市</p> <p>○サーバーに回収委託している貸付金があり、サーバーから債権者への通知には、連約金については別途、債権所有権を譲渡する旨を記載している。</p> <p>連約金も債権委託が可能となれば、より効果的かつ効率的な債権管理が可能となり、今後は他の貸付金についてもサーバーへの委託を検討してまいります。</p> <p>○電子決済連約金貸付金の償還率について、一部の回収金の回収率を民間の債権回収管理会社(以下、「マネージャー」といふ)に外部委託しているところであり、提案事項に係る具体的な支援事例のとり、連約金は個人委託の対象外であることから、元利金はサーバー、連約金は債権回収というように二元別に管理されるべきでない状況になっている。</p> <p>これは、債権者により回収率の確保が困難となり回収率が低下するといった懸念があるため、償還元金及び連約金の一元回収は、債権者・債権者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。</p> <p>また、連約金が高額な場合は連約金貸付金と同様に回収率を確保している電子決済連約金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>債権回収の効率化の観点より、私人へ債務委託できる範囲について十分に検討する。</p>	<p>各府県からの第2次回答</p> <p>地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元金償還金」「債権回収の効率化の観点より、私人へ債務委託できる範囲について十分に検討する。」</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>	<p>【総務省】</p> <p>＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞ ＜中道＞ ＜中核＞</p>		



管理番号	提案区分		提案事項 (専属性)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 ・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
164	地方に関する規制緩和	その他	国勢調査の調査区は基本単位区との整合	国勢調査の調査区は基本単位区との整合により決定される。 この「基本単位区」は、平成29年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な地域として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に關する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。 したがって、この省令の改正により、基本単位区境界が、市区町村の基準により設定できるよう提案する。	【支障事例】 岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とすため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違つことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。 【制度改正の必要性】 調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会において他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。 今回、基本単位区を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位区との整合として調査区が自治会境界に合うようとする。 【過去の要望実績】 平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割り」が自治会と違つのは納得できない等、不平等が多数あつた旨報告している。 また、平成27年5月9日に開催された国勢調査有識者会議の題にも、本件と同内容の要望等を盛り込んでいる。なお、この場では国勢統計課長から、時系列比較の観点から基本単位区は変更することはできないこと、基本単位区を組み合わせて自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位区を組み合わせては別自治会が納得する区割りにはできないこと、自治会区域に合わなければならない場合は今後の調査に協力しないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。	国勢調査の調査区の設定の基準等に關する省令第3条	総務省	岐阜市	基本単位区は、往府表示に關する法律に基づく(街区又は街区に準じた境域を基準とし、調査結果の集計上の恒久的かつ最小の単位とすることで、小地域統計の時系列の比較、多様な地域区分による小地域統計の作成を可能とすることを目的としている。したがって、特別な事情がない限り、基本単位区境界は変更できないこととしているが、結果集計等で必要な地域区分(例えば、町丁・字・学校区、投票区など)がある場合には、その地域区分の境界で基本単位区を設定することとしている。 岐阜市が要望している自治会境界についても、結果集計等で必要な地域区分であれば、現状の規定において、その境界とすることが可能である。	岐阜市のように中核市以下の規模の自治体においては、各自治会内の人間関係が密接・強固であり、国勢調査を効率的かつ円滑に行うためには、自治会の協力がなしで達成できないものである。そこで、調査区を自治会境界と一致させるような再編成を可能にしたい。 【府省の次回答にある「結果集計等で必要な地域区分」であると考えられるような特別な事情としては、その境界となる地形・地物が大幅に変更されること等が想定されるが、自治会の境界区と調査区が合致しないことをもって調査を拒否する自治会があることは、これに含まれないのではないかと考えている。このような場合も当該要件に含まれるのであれば、具体的に示していただきたい。 たゞ上記要件に該当するとしても、総務省統計局が作成された「調査区設定の手引」(P38)によると、「修正は、基本単位区の境目(時系列比較を可能とする)」を踏まえ、「現行基本単位区を分割する方法を基本として行う」とあり、任意に基本単位区を設定し直すことが可能であると記載されていないことから、現行基本単位区との分割では、調査区を自治会境界と一致させることは不可能ではないか。	有 調 査 区 設 定 の 手 引 き

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定) 趣意内容 ※平成26年対応方針(平成27年12月22日閣議決定)に記載があるものは当該趣意をくまなく平成28年として併記 ※平成28年対応方針(平成28年12月22日閣議決定)に記載があるものは当該趣意をくまなく平成29年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
164	<p>小山市、安中市、東莞郡高川区、真田市、埴田市、安城市、草津市、浜田市、徳島市、吉賀市、延岡市、特別区長会</p> <p>岐阜市の指摘のとおり基本単位数と自治会境界が異なることが原因により調査員の確保が困難なケースが、発生される。効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の事情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違ってくることで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。</p> <p>地元自治会を通じて調査員を依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が異なることで、地元自治会の確保が難しい場合には、調査協力がないことなどから調査協力してもらえないことが問題であると、各自治会長などから改善を求められている。</p> <p>調査開始の防止など、より正確で円滑な調査が期待できるものとして、調査区域に精通した調査員の推薦を自治会へ協力依頼しております。</p> <p>依頼の際、自治会からは、自治会の境界と調査区の境界が相違するため、協力できない旨の要望が寄せられています。</p> <p>国勢調査の調査活動を円滑に進めるために、地域の事情に精通した地元自治会に選出を依頼しているが、調査区境界と自治会境界が異なることは、これを把握させるよう多くの自治会から要望を受けている。</p> <p>境界の不整合を把握して調査員の選出を拒否する自治会もあり、調査員の確保に苦慮している。</p> <p>国勢調査員を選考するに当たり、自治会長及び民生児童委員の推薦、及び一般公募により確保している。その中で、自治会長の推薦をお断りするに当たり、調査区(基本単位数又はそれを組み合わせた区域)の境界と自治会の境界が一致していないことにより、推薦協力が得られない事例が発生している。また、基本単位の組み替えによる変更でも境界は一致しない事例がほとんどである。</p> <p>なお、一般の選挙の申しも、境界が一致していないことにより特色を示される事業も発生している。</p> <p>国勢調査員の推薦と配置を各地域のコミュニティ団体依頼している。また、地域により自治会に調査員を依頼している自治会もある。特に、市街部部において自治会のつながりが強く、自分の自治会以外が調査区に含まれていると防断できないとの意見があり、毎回苦慮しているところ。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>国勢調査員の選出事情を把握し、提案について十分に検討すること。</p>		<p>基本単位数は、調査区設定の際の基礎単位及び小地域集計の作成を可能とすることを目的に導入されたもの。</p> <p>したがって、小地域集計の地域区分として自治会境界により基本単位数を分割することは可能であり、調査区設定の手引き(P94)にも示しているところ。</p> <p>※調査区設定の手引き(P94)抜粋</p> <p>「必要な地域区分(例えば、旧町、校区、投票区など)がある場合は、その地域区分の境界ごとに一つの基本単位数とする。」</p> <p>このことには、自治会も含まれており、都道府県を通じてそのような指導を行っているところであるが、そのことを明確にするため、次回の手引きにおいては、必要な地域区分の例示に自治会を追加する。</p>	<p>【総務省】</p> <p>(6)統計法(第19条55)</p> <p>国勢調査の調査区(国勢調査令(昭55政令98)8条)については、平成32年度に行われる国勢調査において自治会の境界による基本単位数の分割が可能であることを明確化するため、調査区設定の手引きを改正する。</p>	調査区設定の手引きの改正	H31.4	平成28年5月28日付付事務連絡により、平成32年国勢調査の「調査区設定の手引」に文言を追加する旨を地方公共団体へ連絡した。	平成32年国勢調査の「調査区設定の手引」に文言を追加